

別紙

諮問第1566号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき行われた「労働組合〇〇が企業側に申立した不当労働行為申立の開示をお願いしたい。〇年〇月〇日以後の申立にかかる被申立人の一覧」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都労働委員会が行った本件開示決定について、条例15条1項及び3項に規定する第三者である審査請求人が、これを取り消し、その全部について非開示とすることを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、実施機関は、「平成〇年〇月〇日から開示請求日までの間に労働組合〇〇が当委員会に対して申し立てた不当労働行為救済申立事件に係る調査開始通知書」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、本件開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年7月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年9月30日に実施機関から理由説明書を、同年12月1日に審査請求人から意見書を收受し、令和4年11月29日（第232回第一部会）から令和5年2月27日（第235回第一部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見

書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求に関して、本件対象公文書を特定したところ、本件対象公文書に第三者に関する情報が記録されていたことから、当該第三者に対し、条例15条1項に基づく意見照会を実施した。その結果、意見照会を受けた当該第三者から、実施機関に対し、本件対象公文書の開示に反対の意思を表示した開示決定等に係る意見書の提出がなされたが、実施機関は、本件開示決定を行い、当該第三者にその旨を通知したところ、当該第三者である審査請求人から本件審査請求がなされたものである。

イ 不当労働行為の審査について

労働組合法（昭和27年法律第174号。以下「法」という。）は、7条1号から4号までに掲げる使用者の行為を不当労働行為として禁止している。労働組合又は労働者は申立人として、使用者（被申立人）が法7条各号の規定に違反した旨の申立て（以下「不当労働行為救済申立て」という。）を労働委員会に対し行うことができる。

労働委員会は、不当労働行為救済申立てを受け、調査を開始するときは、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「規則」という。）41条の2第1項に基づき、当事者に通知し、申立人に申立理由を疎明するための証拠の提出を求めるとともに、申立書の写しを被申立人に送付し、それに対する答弁書及びその理由を疎明するための証拠の提出を求めるとなっている。

ウ 本件審査請求における審議事項について

実施機関は、本件開示請求に対し、労働組合〇〇が申立人である不当労働行為救済申立てに係る規則41条の2第1項に基づく調査開始通知書を本件対象公文書として特定し、本件開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象公文書を公にすることにより、被申立人である使用者に不利益が及ぶほか、申立人である労働組合の今後の紛争解決にも支障

が生じ、条例7条3号に該当するとして、本件開示決定の取消しを求めている。

審査会が見分したところ、本件対象公文書のうち、公にされることによって条例7条3号との関係で問題となり得るのは、申立人及び被申立人の名称である。

そこで、審査会は、これらの情報が審査請求人の主張する条例7条3号に該当するか否かについて判断する。

#### エ 本件開示決定の妥当性について

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。また、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日付11政都情第366号）によれば、『地位が損なわれると認められる』とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。そして、公にすることにより、当該法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められるかどうかは、当該情報の内容、性質を始めとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に判断するものである。」とされている。

審査請求人は、被申立人の名称について、法人名それ自体に具体的な不利益は内在しないが、労働組合からの不当労働行為救済申立ての対象となった法人ということで開示されることには、不利益が内在することは明らかである旨主張する。

この審査請求人の主張に対し、実施機関は、使用者（被申立人）であれば労使紛争が激化した結果として、労働組合から不当労働行為救済申立てがなされることはあり得ることであり、これらの申立てが法により認められた権利である以上、一般にもそのように思われると考えられ、使用者（被申立人）にとっては避けることができないのであるから、それ自体は使用者（被申立人）の信用等に影響が及ぶということはできないので非開示とするべきではないと主張する。また、本件対象公文書には、申立ての原因となった事実は何ら記載されていないのであるから、使用者

(被申立人)にとって不利益に解されるおそれはなく、使用者(被申立人)の競争上等の地位が具体的に侵害されるとはいえないと説明する。

さらに、労働組合側が不当労働行為救済申立てを行った相手方の使用者名を機関紙、ビラ、ホームページ、ブログ、SNS等を通じて不特定多数の者に対して公表することはよく行われることであり、申立てを行った労働組合以外の労働組合及びその他関係者から同様のメディアを通じて公表されることもある。また、特定の使用者に対して不当労働行為救済申立てがあったことを一般紙が取り上げることもあり、これらのことは、使用者を相手方とする不当労働行為救済申立て又は訴えの提起等については、その内容が真偽不明の段階であったとしても、広く公表されるべきことと一般に認識されていることを示すものであると、実施機関は説明する。

以上の説明を踏まえ、審査会が被申立人の名称について検討するに、本件対象公文書は、当該労働組合が法に基づき不当労働行為救済申立てを行った結果、被申立人となった者の名称を記載し、申立てについての調査を開始する旨を通知したものにすぎないので、これをもって当該被申立人の競争上等の地位が具体的に侵害されるとは認められない。また、申立てがなされたことについては、その内容が真偽不明の段階であったとしても、被申立人の名称を含め広く公表されるべきことと一般に認識されているとする実施機関の説明は首肯できるものであることから、被申立人の名称は、これを公にしたとしても、条例7条3号に該当し非開示とすべき具体的な不利益を生じさせるとは認められない。

次に、申立人の名称について検討するに、労働組合が不当労働行為救済申立てを行うことは法により認められた権利の行使であり、本件対象公文書は、特定の労働組合が当該権利を行使したことを示すにすぎないことから、申立人の名称は、これを公にしたとしても、当該労働組合の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められない。

したがって、申立人及び被申立人の名称は条例7条3号に該当せず開示すべきであり、実施機関による本件開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子